第２号様式（第４条関係）

新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払いに係る確約書

年 　　月 　　日

新宿区長　宛て

届出者　所　在　地

事業者名称

代表者氏名

新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者の登録の届出を行うに当たり、次の事項について遵守することを確約します。

１　福祉用具の販売に関しては、関係法令、新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領委任払いによる支給要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。

２　福祉用具を購入する居宅要介護被保険者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該居宅要介護被保険者等の心身の状況等を踏まえた適切な福祉用具の販売を行うよう努めること。

３　福祉用具の販売を行うに当たっては、新宿区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　要綱に基づき、居宅要介護被保険者等から福祉用具購入費の受領に関する権限を受任する際は、当該居宅要介護被保険者等の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間、利用者負担割合等を確認し、当該受任が可能であるかどうか確認すること。また、当該居宅要介護被保険者等に過去の福祉用具購入の給付実績を確認すること。なお、超過負担が発生する場合、居宅要介護被保険者等から予め了解を得ること。

５　正当な理由なく、福祉用具購入費の受領に関する権限の受任を拒まないこと。

６　居宅要介護被保険者等から福祉用具購入費の受領に関する権限を受任した際は、当該居宅要介護被保険者等から保険給付分を除いた自己負担額の支払いを受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、当該居宅要介護被保険者等に対し自己負担額分を明記した領収書を発行すること。

７　居宅要介護被保険者等が、不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたときは、速やかにその旨を区に通知すること。

８　福祉用具の販売に関する記録を整備し、領収書の日付の翌日から２年間保存すること。

９　関係法令等に違反し、その是正等について区長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

10　居宅要介護被保険者等からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、当該居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に対応すること。

11　業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を保持すること。

12　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を登録事項変更届出書により区長に届け出ること。

13　福祉用具販売の事業を廃止し、休止し、若しくは再開し、又は登録を辞退するときは、速やかにその旨を廃止・休止・再開・辞退届出書により区長に届け出ること。

14　福祉用具の販売により居宅要介護被保険者等に対して賠償すべき事態が発生した場合には、当事者間で協議のうえ、関係法令等に従いその責任の範囲内において当該居宅要介護被保険者等へその損害を賠償すること。

15　受領委任払いにあたって、当該手続に係る費用を居宅要介護被保険者等から徴収しないこと。